

米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質問内容			回答内容
1	実施要領	P1 拠点数について	「履行場所」として「米子市役所福祉保健部長寿社会課」とありますが、支所などはなく、拠点は1か所にて事務作業をされているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領	P1 2(5)ウ	システム構築、運用および保守費用について、令和9年3月31日までにかかる費用は令和6年度末に一括支払いとなることから、システム構築とシステム運用及び保守は一つの契約になる認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領	P3 6(2)	提案書の写しは会社名を特定しないようにする必要はありますでしょうか。	会社名を特定しないようにする必要はありません。
4	実施要領	P5 12(4)	プロジェクターの接続端子はHDMIでしょうか。	プロジェクターの接続端子はHDMIです。
5	仕様書	P1 事務員数	「認定調査員数：10人」と記載がありますが、システムを利用される事務員の人数と端末数についてもご教示ください。	認定調査員の人数は10人、事務員の人数は4人（常時使用はない想定）、タブレット端末数は予備を含め計11台とします。
6	仕様書	P1、P3 システムの概要	1Pに「認定ソフトにデータ転送により取り込む」また3Pに「認定ソフトと調査対象者情報等のデータを連携する仕組みを構築」との記載がありますが、データ連携について、下記認識で相違ないでしょうか。 ■申請情報取り込み（介護保険システム → 調査員支援システム） CSVファイルによるデータ連携：[必須要件] ■調査結果出力（調査員支援システム → 認定ソフト） 紙出力によるOCR・画像取り込み：[任意] CSVファイル等によるデータ連携：[必須要件]	お見込みのとおりです。

No.	質問内容			回答内容
7	仕様書	P1、3 システムの概要	特記事項のデータ連携は想定されていますでしょうか。	特記事項は認定ソフトでは管理できないため、データ連携は不要ですが、審査会への提出資料としてPDFもしくは紙面への出力を必須とします。
8	仕様書	P1 システムの概要	介護保険システムより調査員支援システムへ取りこむ際のデータレイアウトは厚生労働省より標準化されておりますNCI201を採用されておりますでしょうか。NCI201様式ではない場合、取込時のデータレイアウトをご教示いただけますでしょうか。	調査員支援システムへ取り込む際のデータレイアウトは、NCI201を採用しています。
9	仕様書	P1 システムの概要	調査員支援システムより介護保険システムへ取りこむ際のデータレイアウトは厚生労働省より標準化されておりますNCI211を採用されておりますでしょうか。NCI211様式ではない場合、取込時のデータレイアウトをご教示いただけますでしょうか。	調査員支援システムから認定ソフトへ取り込む際のデータレイアウトは、NCI211を採用しています。
10	その他		土日も含め調査員の稼働時間（≒想定されるサーバの稼働時間）についてご教示ください。 例) 月～金 8時～20時 土 8時～17時 日 稼働なし	想定されるサーバの稼働時間は、「月～金 8時00分～20時」、土日は、「稼働なし」としています。
11	機能要件一覧	No. 18 システム連携	機能要件一覧 No. 18 の「システム連携」が任意要件となっておりますが、仕様書では必須要件のように記載があります。当該要件は必須要件でしょうか。	No. 18 の「システム連携」を任意要件としているのは誤りのため、必須要件に修正します。
12	機能要件一覧	No. 26 データ移行	機能要件一覧 No. 26 の「データ移行」の要件は No. 18 の「システム連携」とは異なる機能を指しますでしょうか。異なる場合、No. 26 のデータ仕様（インポート・エクスポート）及び機能利用の目的をご教示ください。	機能要件一覧 No. 26 の「データ移行」の要件は、No. 18 の「システム連携」と内容が重複するため、No. 26 の「データ移行」を削除します。

No.	質問内容			回答内容
13	審査要領	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要領 ・別紙 米子市要介護認定調査システム導入業務委託に係るプロポーザル配点表 	<p>「プロポーザル配点表」に「運用保守費用ごとに、見積書に提示された価格が最低である参加者を1位とし、それぞれ20点を付与する」また、「評価点＝（最低提案価格／当該提案価格）×20点」と記載がありますが、「プロポーザル審査要領」には「価格（様式第9号）構築費用」と「価格（様式第9号）運用保守費用」の配点はそれぞれ10点となっております。どちらが正しい配点かご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>「プロポーザル審査要領」中の配点（20点）の記述は誤りであり、「プロポーザル配点表」に記載されている配点（10点）を参考としてください。</p>
14	実施要領	P1 2(5)ア(ア)	<p>プリンタが調達物品にありますが、帳票や特記事項リストをOCRで取り込むために印刷が必要という認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>本市の現行運用では、特記事項の紙面をスキャンしてPDF化したものを審査会より指定されたファイル名に書き換えて提出することとしています。プリンタによる印刷は、提案システムで上記と同等の処理ができない場合に必要と考えています。</p>
15	実施要領	P2 3(6)	<p>類似業務の実績は、介護認定審査会ペーパーレスシステム導入や、介護保険システムの導入でも問題ないでしょうか。</p>	<p>業務内容が要介護認定の迅速化及び効率化を目的としたものであれば可とします。</p>
16	実施要領	P5 12(4)	<p>プレゼンの参加者は3名と記載があるが、Web参加者も1名と数えるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
17	仕様書	P3 8(1)オ	<p>他システムに係る事業者との作業調整については貴市が間にあっていただけるのでしょうか。</p>	<p>他システムに係る事業者との作業調整を必要とする場合は、本市が調整を行います。</p>
18	仕様書	P5 9(6)イ	<p>ご提案のアプリは基本的にはオフライン環境下での運用を前提としており、インターネットには接続しないものとなっております。業務外の目的によるアプリケーションのインストールや利用ができないように、別途費用をかけて特別に制限が必要でしょうか。他自治体でも特別な制限はかけずに利用されております。</p>	<p>タブレット端末等に他のアプリケーションをインストールする場合や利用する場合のセキュリティ対策を想定していますので、企画提案書とともにプレゼンテーションの際に説明をお願いします。</p>

No.	質問内容			回答内容
19	仕様書	P5 12(1)	パッケージである製品の設計書やプロダクト、付随するドキュメントは成果品として貴市に帰属できませんがよろしいでしょうか。	問題ありません。
20	配点表	二次審査 業務実績	導入実績は、弊社およびソフトウェアパッケージメーカーの実績で問題ありませんでしょうか。	ソフトウェアパッケージメーカーの特約代理店であれば、取り扱うパッケージシステムの導入実績も可としますが、企画提案書とともにプレゼンテーションの際に説明をお願いします。